

# 新居浜工業高等専門学校クラブハウス管理運営規則

平成24年4月1日規則第1号

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）クラブハウスの管理運営については、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 クラブハウスは、学生の課外活動を助成し、学校生活を豊かにすることを目的とする。

(施設)

第3条 クラブハウスには、部室及び多目的ルームのほか、共用施設としてトイレ、シャワー室及びランドリースペースを設ける。

(管理及び運営)

第4条 クラブハウスの管理運営の責任者は、校長とする。

2 学生主事及び学生支援委員会は、クラブハウスの管理運営を補佐するものとする。

3 校長、学生主事若しくは学生支援委員会は、クラブハウスの管理運営にかかる各種協議又は調整を行わせるため、部室を使用する者を監督すべき立場にある指導教員のほか、関係する教職員又は学生に対し、会議の開催を求めることができる。

(使用者の範囲)

第5条 クラブハウスを使用できる者は、本校の学生及び教職員とする。ただし、校長が特に認めた場合は、この限りでない。

(部室の使用手続)

第6条 部室の使用を希望する者は、「部室使用願」（別紙様式1）を、校長に提出し、学生支援委員会の選考を受けなければならない。

2 学生支援委員会は、前項の選考結果を校長に報告するものとし、校長は、当該報告に基づき、部室の使用者を決定するものとする。

(多目的ルームの使用手続)

第7条 多目的ルームを使用する場合は、事前に指導教員が学生係へ「クラブハウス多目的ルーム使用届」（別紙様式2）を提出するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、その都度校長が定める。

(使用者の義務)

第8条 使用者は、この規則に定めるもののほか、別に定める「クラブハウス使用心得」を遵守するとともに、施設及び備品等を常に善良な管理者の注意をもつて使用しなければならない。

(使用の制限)

第9条 校長は、使用者がこの規則に違反した場合又はクラブハウスの運営上支障があると認められる場合は、使用の許可を取り消すことがある。

(弁償責任)

第10条 使用者が、故意若しくは重大な過失により、施設・設備又は備品をき損又は亡失したときは、校長の指示により、その損害を賠償し、又は原状に回復しなければならない。

(事務)

第11条 クラブハウスの管理運営に関する事務は、学生課学生係において処理する。

(補則)

第12条 クラブハウスの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則が施行される以前において学生支援委員会が行った部室使用者の選考その他の手続は、この規則によって行われたものとみなす。

# 部 室 使 用 願

平成 年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

## 責 任 者

クラブ名 \_\_\_\_\_

学生代表者氏名 \_\_\_\_\_

クラブ顧問氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおりクラブハウス部室の使用を希望します。

なお、使用が許可された場合は、使用心得をはじめ関係諸規則を遵守致します。

## 記

使用年度（単年度）	_____年度
使用希望場所 （部室番号を記入）	第1希望 _____ 第2希望 _____ 第3希望 _____ どこでもよい
使用人員数	
用具等保管の状況	クラブハウス部室以外に用具等保管場所が <u>ある</u> ・ <u>ない</u>
使用を要する事情	
最近1年間の主な活動 状 況 ※いつ、どのような活動をし、 結果がどうであったかを記 入。（別紙添付可）	

●部室番号は、西側から1階が11～18号室、2階が21～28号室とする。

※ 選考結果【申請者記入不要】

（ / ） 学生支援委員会 可・不可

# クラブハウス多目的ルーム使用届

平成 年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

部又は愛好会名等 \_\_\_\_\_

指導教員氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり本校のクラブハウス多目的ルームを使用したいので、届け出ます。

記

日 時	
使 用 目 的	
使 用 人 員	
本校関係者以外で 使用する団体名	